

長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領 新旧対照表

改正後	改正前												
第1条～第9条 略	第1条～第9条 略												
別表1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係） 略	別表1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係） 略												
別表2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件（第4条関係）	別表2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件（第4条関係）												
<table> <tr> <th>措置要件</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>1～9 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>略</td></tr> </table>	措置要件	期間	1～9 略	略	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 拘禁刑 以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 拘禁刑 以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	<table> <tr> <th>措置要件</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>1～9 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>略</td></tr> </table>	措置要件	期間	1～9 略	略	10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 禁錮 以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 禁錮 以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
措置要件	期間												
1～9 略	略												
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 拘禁刑 以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 拘禁刑 以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略												
措置要件	期間												
1～9 略	略												
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が 禁錮 以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は 禁錮 以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法（明治40年法律第45号）及び暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略												